

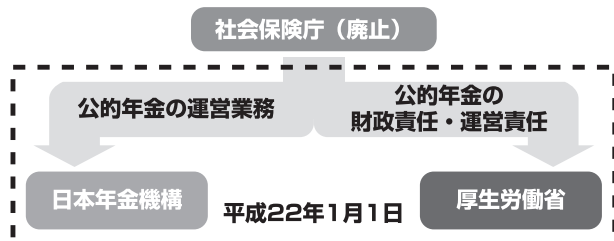
information 各種情報

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート!

～社会保険庁が廃止され、 新たに「日本年金機構」がスタートします～

国民の皆様のご信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。
- 日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方へ何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」 が送付されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けられる場合には、「領収書」又は「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成21年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

- 11月に送付される方
平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方
 - 翌年2月に送付される方
平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方
- ※11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません

※「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

※世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

平成21年度 自衛官募集

陸上自衛隊 高等工科学校生徒

■応募資格	中卒 (見込含) の15歳以上17歳未満の男子
■応募締切	平成22年1月8日 (金)
■試験期日	平成22年1月23日 (土) (一次試験)
■試験種目	筆記試験 (国、数、社、理、英、作文) (一次試験)
■試験会場	留萌駐屯地

◎問い合わせ先

役場総務課住民係 (☎56-2111 内線212) 又は自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所 (☎42-4650)
※地域事務所の広報官がご説明にあがる場合があります。その節は宜しくお願いします。